

大阪市芸術文化活動助成 募集

大阪市では、大阪の芸術文化の発展を図り、市民等が芸術に親しむ場をより充実させるため、公募による助成を実施しています。

募集期間：2019年2月1日（金）から2月25日（月）必着

次の2種類を申請時に選択できますが、1年間を通じて、交付を受けられるのは1団体（個人）につき1事業のみです。

I. 一般助成

大阪市内で実施する公演・展覧会・ワークショップ・芸術祭（映画祭を含む）・アートプロジェクト

助成金額※：上限20万円

対象となる経費：公演や展覧会の会場費、チラシ・ポスター・カタログ・図録などの印刷・デザイン費など。

助成対象事業の実施期間

2019年4月1日から9月30日

*10月～翌3月に実施する事業は、次回（2019年夏頃）に募集予定です *書類審査を行います

II. 特別助成

一般助成に加え下線部が拡充

大阪市内又は大阪府外・海外（※大阪府外・海外は「上方古典芸能普及発展支援」枠のみ）で実施する公演・展覧会・ワークショップ・芸術祭（映画祭を含む）・アートプロジェクト・シンポジウム・アーカイブ制作

助成金額※：上限400万円

対象となる経費：公演や展覧会の会場費、チラシ・ポスター・カタログ・図録などの印刷・デザイン費、出演費・講師謝礼、宣伝費、記録費など。

助成対象事業の実施期間

2019年4月1日から2020年3月31日

*1年間に1回の募集です

*書類審査に加え、プレゼンテーション審査があります

※助成金額はいずれも自己負担金の範囲内で助成対象経費の2分の1以内（詳細は裏面を参照）

※団体・個人いずれも申請できます。

説明会を開催します

※不参加でも申請は可能です

日時：2019年2月13日（水）19時～20時

場所：大阪市役所 地下1階 第10会議室（大阪市北区中之島1-3-20）

申込不要・直接会場へお越しください。個別質問の時間もあります。

問合せ 大阪市経済戦略局文化部文化課

電話06-6469-5177（平日9時～17時30分）FAX06-6469-3897

事業の詳細と申請書類ダウンロードは大阪市（経済戦略局）ホームページをご覧ください。

<http://www.city.osaka.lg.jp/keizaisenryaku/page/0000180795.html>

「大阪市 芸術活動 助成金」で検索してください。

対象となる芸術文化活動

大阪市内で実施する次の分野の活動。

特別助成の「上方古典芸能普及発展支援」で応募される場合のみ、大阪市内に加え、大阪府外・海外での活動も対象とします。

- ◆音楽（洋楽・邦楽・オペラ等）
- ◆演劇（現代演劇・ミュージカル・人形劇等）
- ◆舞踊（邦舞・バレエ・現代舞踊・民族舞踊等）
- ◆古典芸能・大衆芸能・民俗芸能（能、狂言、歌舞伎、講談、浪曲、落語等）
- ◆美術・写真・書道・陶芸・工芸（インスタレーション、メディアアート等を含む）
- ◆映画

対象とならないもの

- ① 興行のうち、主として営利を目的として行われるもの
- ② 趣味の教室やカルチャー教室などが参加者の発表の場として行うもの
- ③ 団体、会員の親睦等限られた範囲を対象としたもの
- ④ 政治的または宗教的な普及宣伝活動とみなされるもの
- ⑤ 学会が主催するもの
- ⑥ 学園文化祭など学校教育活動の一環として行われるもの
- ⑦ 高額な参加者負担をとまなうもの
- ⑧ チャリティー事業など寄付行為をとまなうもの
- ⑨ 大阪市から他の助成金等の交付や会場使用料の免除・減額等を受けているまたは受ける予定のもの
- ⑩ 大阪府から「芸術文化振興補助金」または「輝け！子どもパフォーマー事業」の交付を受けているまたは受ける予定のもの

対象となる経費

団体や個人の経常的経費や練習経費、飲食費、また、実施団体（個人）の構成員や会員に支払う経費等は記載できません。

- ・一般助成
会場費（付帯設備費を含む）、会場設営・撤去費、運搬費、照明費、音響費、上映費、印刷費 他
- ・特別助成
会場費（付帯設備費を含む）、会場設営・撤去費、運搬費、照明費、音響費、上映費、印刷費、出演費・講師謝礼（渡航費・宿泊費含む）、音楽費、文芸費、作品借料、宣伝費、記録費 他

審査基準

大阪府市文化振興会議アーツカウンシル部会（大阪アーツカウンシル）による審査を経て助成額を決定します。
※審査により申請額から減額になる場合もあります。

- 【効果性】市民にすぐれた芸術活動の鑑賞機会を提供し、情操の涵養に寄与することが期待されるもの。
- 【創造・新規性】創造的な発想があり、市民に新しい文化との出会いをもたらすと期待されるもの。
- 【発展性】助成が、活動する団体・個人の今後の成長・発展に資することが期待されるもの。
- 【良質性】作品や出演者の質が高いと認められるもの。
- 【参加・普及性】幅広い市民の参加があらかじめ推定でき、当該事業の実施が広く市民に普及し、その成果が市民生活にとっての大きな意義があると認められるもの。

特別助成については、次の基準を追加します。

【大阪文化力向上支援】

大阪の魅力を広く発信でき、新たな鑑賞者・参加者の創出に結びつく工夫のあるもの。

【上方古典芸能普及発展支援】

上方古典芸能の理解を促進し、新しい観客を増やすことにつながる工夫があるもの。

【多様な人々が参加できる芸術活動支援】

多様な人々を取り巻く問題について明確にし、多様な人々と芸術文化をつなぐ新たな手法やしくみをつくる工夫があること。

助成金交付の流れ

- ・審査の結果については、書面で通知します。
- ・助成が決定した事業については、審査員等が内容を確認できるよう観客席を確保・提供いただくことがあります。
- ・事業終了後、「実績報告書」を提出していただいたのち、交付額を確定し、助成金を交付します。
- ・申請時に提出された「助成金交付申請書」の記載内容と、実際の公演内容に相違があった場合、交付を取り消すことがあります。

提出先・問合せ

〒553-0005 大阪市福島区野田 1-1-86

大阪市中心卸売市場本場業務管理棟8階 大阪市文化課

*表面に（芸術活動振興事業申請書在中）と朱書き簡易書留等で送付してください。

電話06-6469-5177（平日9時～17時30分）FAX06-6469-3897

